

# 令和4年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案

香川県広域水道企業団

## 令和4年2月香川県広域水道企業団議会定例会議案一覧

第 1 号	令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案	1
第 2 号	令和3年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案	3
第 3 号	令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案	5
第 4 号	令和4年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案	11
第 5 号	香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案	15
第 6 号	専決処分事項の承認について（香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例）	16
第 7 号	香川県広域水道企業団監査委員の選任同意について	17
第 8 号	香川県広域水道企業団監査委員の選任同意について	18



令和 3 年度補正予算  
香川県広域水道企業団水道事業会計

(第 1 号)



第1号

令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和3年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 給水戸数	428,101戸	5,078戸	433,179戸
(2) 年間総給水量	124,456,699m <sup>3</sup>	552,438m <sup>3</sup>	125,009,137m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	340,977m <sup>3</sup>	1,514m <sup>3</sup>	342,491m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業			
広域水道施設整備事業	1,845,787千円	△ 5,199千円	1,840,588千円
経年施設更新整備事業	9,866,245千円	△ 159,125千円	9,707,120千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	<b>収</b>	<b>入</b>	
第1款 水道事業収益	24,178,857千円	6,630千円	24,185,487千円
第1項 営業収益	21,950,763千円	△ 50,407千円	21,900,356千円
第2項 営業外収益	2,228,048千円	45,122千円	2,273,170千円
第3項 特別利益	46千円	11,915千円	11,961千円
	<b>支</b>	<b>出</b>	
第1款 水道事業費用	22,732,823千円	483,496千円	23,216,319千円
第1項 営業費用	21,504,710千円	134,205千円	21,638,915千円

第2項 営業外費用	1,165,124千円	205,520千円	1,370,644千円
第3項 特別損失	12,989千円	143,771千円	156,760千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条中「13,566,482千円」を「12,963,179千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 水道事業資本的収入	5,935,039千円	△ 28,945千円	5,906,094千円
第1項 企業債	3,324,000千円	△ 45,000千円	3,279,000千円
第2項 出資金	564,408千円	31,089千円	595,497千円
第3項 補助金	1,603,363千円	△ 35,977千円	1,567,386千円
第4項 負担金	441,157千円	21,004千円	462,161千円
第6項 固定資産売却代金	61千円	△ 61千円	0千円
	支	出	
第1款 水道事業資本的支出	19,501,521千円	△ 632,248千円	18,869,273千円
第1項 建設改良費	15,652,357千円	△ 413,942千円	15,238,415千円
第2項 企業債償還金	3,585,839千円	227千円	3,586,066千円
第5項 補助金返還金	218,533千円	△ 218,533千円	0千円

(企業債の補正)

第5条 予算第6条の表限度額の欄中「3,324,000千円」を「3,279,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「(1) 職員給与費 4,090,050千円」を「(1) 職員給与費 4,280,199千円」に、「(2) 交際費 375千円」を「(2) 交際費 364千円」に改める。

(構成団体からの補助金の補正)

第7条 予算第9条中「308,287千円」を「211,502千円」に改める。

令和 3 年度補正予算

香川県広域水道企業団工業用水道事業会計

(第 2 号)





## 令和3年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計補正予算議案

(総則)

第1条 令和3年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 令和3年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(既定予定量)	(補正予定量)	(計)
(2) 年間総給水量	20,679,000m <sup>3</sup>	93,000m <sup>3</sup>	20,772,000m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量	56,655m <sup>3</sup>	255m <sup>3</sup>	56,910m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業 経年施設更新整備事業	455,060千円	△ 189,302千円	265,758千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既定予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	807,847千円	10,008千円	817,855千円
第1項 営業収益	773,411千円	6,857千円	780,268千円
第2項 営業外収益	34,436千円	3,151千円	37,587千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費用	766,408千円	19,331千円	785,739千円
第1項 営業費用	724,642千円	20,916千円	745,558千円
第2項 営業外費用	36,766千円	△ 1,585千円	35,181千円

## (資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条中「377,875千円」を「410,108千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既定予定額)		(補正予定額)		( 計 )
	収		入		
第1款 工業用水道事業資本的収入	300,000千円		△ 222,000千円		78,000千円
第1項 企業債	300,000千円		△ 222,000千円		78,000千円
			支	出	
第1款 工業用水道事業資本的支出	677,875千円		△ 189,767千円		488,108千円
第1項 建設改良費	545,086千円		△ 189,767千円		355,319千円

## (企業債の補正)

第5条 予算第6条の表限度額の欄中「300,000千円」を「78,000千円」に改める。

## (議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第8条中「(1) 職員給与費 107,623千円」を「(1) 職員給与費 105,139千円」に改める。

令和4年度当初予算  
香川県広域水道企業団水道事業会計

(第 3 号)



第3号

## 令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和4年度香川県広域水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		435,277戸
(2) 年間総給水量		124,613,990m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量		341,408m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	広域水道施設整備事業	2,164,917千円
	経年施設更新整備事業	10,200,415千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		24,007,016千円
第1項 営業収益		21,882,325千円
第2項 営業外収益		2,124,620千円
第3項 特別利益		71千円
	支	出
第1款 水道事業費用		22,914,164千円
第1項 営業費用		21,583,235千円

第2項 営業外費用	1,267,317千円
第3項 特別損失	13,612千円
第4項 予備費	50,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額13,580,877千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的収入		5,800,907千円
第1項 企業債		3,896,500千円
第2項 出資金		417,524千円
第3項 補助金		1,057,138千円
第4項 負担金		427,695千円
第5項 加入金		2,050千円
	支	出
第1款 水道事業資本的支出		19,381,784千円
第1項 建設改良費		15,531,951千円
第2項 企業債償還金		3,629,896千円
第3項 他団体借入金償還金		4,820千円
第4項 基金造成費		10千円
第5項 補助金返還金		175,107千円
第6項 予備費		40,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
		千円
水道料金等コンビニエンスストア 料 金 収 納 事 務	令 和 5 年 度 ～ 令 和 9 年 度	126,287
水道料金等クレジット納付	令 和 5 年 度 ～ 令 和 9 年 度	365,000
検針・滞納整理等業務委託 (高松・東讃・小豆ブロック)	令 和 5 年 度 ～ 令 和 9 年 度	2,115,000
検針・滞納整理等業務委託 (中讃ブロック)	令 和 5 年 度 ～ 令 和 9 年 度	1,115,000
検針・滞納整理等業務委託 (西讃ブロック)	令 和 5 年 度 ～ 令 和 9 年 度	1,090,000
ネットワーク基盤整備	令 和 5 年 度 ～ 令 和 9 年 度	212,105
情報システム基盤整備	令 和 5 年 度 ～ 令 和 9 年 度	463,095
業務用プリンタ借入	令 和 5 年 度 ～ 令 和 9 年 度	26,090
肥土山浄水場更新工事	令 和 5 年 度 ～ 令 和 9 年 度	3,321,000



浄水施設等運転管理・ 維持管理業務委託	令和5年度 令和9年度	5,012,360
東部浅野線(第3工区) 導水管新設工事(推進工)	令和5年度	160,000
新岡本線(第4工区-1)新志度線 (第1工区-1)送水管外新設工事	令和5年度	160,850
綾南浄水場 中央監視設備更新工事	令和5年度 令和6年度	396,000
三豊地区 浄水場運転監視業務	令和5年度 令和7年度	137,085
広域送水管管理センター 公用車リース3台	令和5年度 令和10年度	9,000
中部浄水場 中央監視制御設備修繕工事	令和5年度	55,760
西部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和5年度	4,000
中部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和5年度	2,800
綾川浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和5年度	7,000
東部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和5年度	5,000

中部浄水系上工水管路 維持修繕工事	令和5年度	4,000
綾川浄水系上工水管路 維持修繕工事	令和5年度	7,000
綾川浄水系上水管路 維持修繕工事	令和5年度	5,500
西部浄水系管 維持修繕工事	令和5年度	4,500
東部浄水系管 維持修繕工事	令和5年度	23,000
西部非常用発電設備更新工 場	令和5年度	240,000
中部非常用発電設備更新工 場	令和5年度	206,400
西部浄水系仁尾ポンプ場 非常用発電設備更新工事	令和5年度	90,000
東部浄水場導水系 非常用発電機更新工事	令和5年度	450,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	3,896,500千円	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰上償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,241,342千円

(2) 交際費 325千円

(構成団体からの補助金)

第9条 建設改良事業等に充てるため、構成団体からこの会計へ補助を受ける金額は、123,093千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、187,640千円と定める。

# 令和4年度当初予算

## 香川県広域水道企業団工業用水道事業会計

(第 4 号)



第4号

## 令和4年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計予算議案

(総則)

第1条 令和4年度香川県広域水道企業団工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水事業所数		40事業所
(2) 年間総給水量		20,153,000m <sup>3</sup>
(3) 1日平均給水量		55,214m <sup>3</sup>
(4) 主な建設改良事業	経年施設更新整備事業	680,080千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		787,928千円
第1項 営業収益		753,753千円
第2項 営業外収益		34,175千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費用		733,960千円
第1項 営業費用		688,986千円
第2項 営業外費用		39,974千円
第3項 予備費		5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額580,124千円は、損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 工業用水道事業資本的収入		315,750千円
第1項 企業債		300,000千円
第2項 補助金		15,750千円
	支	出
第1款 工業用水道事業資本的支出		895,874千円
第1項 建設改良費		784,232千円
第2項 企業債償還金		42,357千円
第3項 他団体借入金償還金		68,285千円
第4項 予備費		1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浄水施設等運転管理・ 維持管理業務委託	令和5年度 ～ 令和9年度	千円 62,965
中部浄水場 中央監視制御設備修繕工事	令和5年度	9,240
中部浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和5年度	2,000

綾川浄水場電気・機械 設備維持修繕工事	令和5年度	1,500
中部浄水系上工水管 路維持修繕工事	令和5年度	4,000
綾川浄水系上工水管 路維持修繕工事	令和5年度	8,000
中部浄水場 非常用発電設備更新工事	令和5年度	33,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	300,000千円	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借り入れることができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金で、利率見直しを行った場合は、当該利率	償還期限は、据置期間を含め40年以内とし、その他は融資機関の融資条件による。ただし、企業団財政その他の都合により繰上償還し、又は低利借換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第1款工業用水道事業費用のうち、第1項営業費用及び第2項営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

110,276千円



(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

# 予 算 外 議 案

(第5号~第8号)



## 香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案

香川県広域水道企業団職員のサービスの宣誓に関する条例（平成30年香川県広域水道企業団条例第14号）の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となった者は、規則で定める様式による宣誓書を企業長に提出してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となったものは、<u>企業長の面前において、規則で定める様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。</u></p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、企業長は、別段の定めをすることができる。</p>

### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 第6号

## 専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第179条の規定により、令和3年11月26日次のとおり専決処分したことを報告し、その承認を求める。

## 記

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和3年香川県広域水道企業団条例第7号）

香川県広域水道企業団企業長等の給与及び旅費に関する条例（平成29年香川県広域水道企業団条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

## 第1

改正後	改正前
<p>（通勤手当等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p>	<p>（通勤手当等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p>

## 第2

改正後	改正前
<p>（通勤手当等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p>	<p>（通勤手当等）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の期末手当の額は、給料の月額に<u>100分の157.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） 略</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2の表の改正部分は、令和4年4月1日から施行する。

第7号

## 香川県広域水道企業団監査委員の選任同意について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条の2第5項の規定により、香川県広域水道企業団監査委員 石垣佳邦 の任期満了に伴う後任者として次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

記

石 垣 佳 邦

第8号

## 香川県広域水道企業団監査委員の選任同意について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条の2第5項の規定により、香川県広域水道企業団監査委員 武田宏之 の任期満了に伴う後任者として次の者を選任することについて、議会の同意を求める。

記

武 田 宏 之

